

石川県公報

平成 26 年 1 月 10 日
第 1 2 6 6 1 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告		教育委員会		監査委員	
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 (障害保健福祉課)	1	○入札公告 (情報政策課)	3	○土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告 (都市計画課)	6	○定期監査結果公表	7
○身体障害者福祉法に基づく診断を担当する医師の指定 を辞退する旨の届出 (同)	1	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (医療対策課)	4	○都市計画区域の変更公告 (同)	7	○財政的援助団体等監査結果公表	8
○保安林の指定予定 (森林管理課)	2	○土地改良区の役員就任公告 (経営対策課)	6	○県指定有形文化財の指定	7	○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	8
○都市計画の変更 (都市計画課)	2			○財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措 置の公表	9		

告 示

石川県告示第 1 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定した。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	指定年月日
整形外科	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	吉田 弘 範	平成25年12月27日
〃	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ニ部1番地1	大 成 一 誓	〃
〃	独立行政法人国立病院機構 石川病院	加賀市手塚町サ150番地	小 坂 正 裕	〃
外科	〃	〃	吉 田 政 之	〃
内科	山中温泉医療センター	加賀市山中温泉上野町ル15番地1	大 塚 八 左 右	〃
耳鼻咽喉科	公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	脇 坂 尚 宏	〃
泌尿器科	国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	島 村 正 喜	〃
神経内科	金沢脳神経外科病院	野々市市郷町262番-2	大 島 薫	〃
内科	金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1	長 田 清 明	〃
整形外科	津幡町国民健康保険直営河 北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地 2	船 木 清 伸	〃
耳鼻咽喉科	公立宇出津総合病院	鳳珠郡能登町字宇出津夕字97 番地	辻 亮	〃
整形外科	〃	〃	金 子 聖 司	〃

石川県告示第 2 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師から、身体障害者福祉法（昭

和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があった。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

診療科目	医療機関の名称	所在地	医師氏名	辞退年月日
外科	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	正 司 政 夫	平成24年3月31日
耳鼻咽喉科	国民健康保険能美市立病院	能美市大浜町ノ85番地	橋 本 春 実	平成25年3月31日
泌尿器科	〃	〃	高 島 三 洋	〃
整形外科	小松こども医療福祉センター	小松市瀬領町丁1番2	池 淵 香 瑞 美	平成25年8月31日
〃	国民健康保険小松市民病院	小松市向本折町ホ60番地	楯 野 良 知	平成25年9月30日
〃	珠洲市総合病院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	伊 藤 貴 明	〃
内科	金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1	加 藤 象 三 郎	〃
〃	〃	〃	岩 本 光 司	〃
〃	〃	〃	武 田 康	〃
小児科	白山石川医療企業団公立つるぎ病院	白山市鶴来水戸町ノ1番地	加 藤 貞 人	平成25年10月5日

石川県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所
珠洲市正院町小路八部1の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画区域区分	白山市横江町及び番匠町の各一部並びに野々市市徳用町及び郷町の各一部	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
白山都市計画区域区分	〃	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 入札に付する事項

(1) 借上件名及び数量

石川県施設利用予約システム機器（窓口端末その2）借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成26年3月1日から平成31年2月28日まで

(4) 借上場所

入札説明書による。

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、この業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加者資格を有するを認められた者であること。

4 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができる者と認められる者を入札の参加の対象者とする。また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書（写し）

ウ 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していることの証明書

エ 当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類

オ 当該調達物品を納入後、保守、修理その他アフターサービスを速やかに提供できることを証明する書類

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成26年1月10日（金）から同月16日（木）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課

エ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年1月21日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

5 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部情報政策課

電話番号 076-225-1321

(2) 交付期間

平成26年1月10日（金）から同月16日（木）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

6 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成26年1月22日（水）午後2時

(2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎8階 811会議室

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、6に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

人工透析管理システム 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月31日

(4) 納入場所

石川県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成25年石川県告示第83号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を平成26年2月6日(木)までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入実績を有すること。

(2) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局経理課用度係 電話番号 076-238-7859

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成26年2月20日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成26年2月20日(木)午後1時30分 石川県立中央病院管理局会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札参加資格の確認手続等を行わない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Artificial dialysis management System 1 set

(2) Delivery date

By 31 March 2014

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Central Hospital

(4) Time limit of tender

Noon 20 February 2014

(5) Contact point for the notice

Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital

2-1 Kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan TEL 076-238-7859

土地改良区の役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

加賀三湖土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	宮 元 陸	加賀市片山津温泉セ1番地5 岡谷マンション	平成25年11月29日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

野々市市北西部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

野々市市三日市町104番地1

3 設立認可の年月日

平成12年2月21日

4 変更認可の年月日

平成25年12月24日

5 変更の内容

事業施行期間

平成12年2月25日から平成29年3月31日まで

都市計画区域の変更公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成26年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 変更に係る都市計画区域の名称
金沢都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
野々市市徳用町及び郷町の各一部
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
白山市横江町及び番匠町の各一部

- 1 変更に係る都市計画区域の名称
白山都市計画区域
- 2 変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
白山市横江町及び番匠町の各一部
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
野々市市徳用町及び郷町の各一部

教 育 委 員 会

石川県教育委員会告示第1号

石川県文化財保護条例（昭和32年条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を石川県指定有形文化財に指定する。

平成26年1月10日

石 川 県 教 育 委 員 会

有形文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
絵 画	絹本著色涅槃図無分筆	1 幅	七尾市小丸山台1丁目1番地 石川県七尾美術館	長 壽 寺
考古資料	野々江本江寺遺跡出土品	4 点	金沢市中戸町18番地1 石川県埋蔵文化財センター	石 川 県

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員 和田内 幸 三
同 金 原 博
同 安 田 慎 一

同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
金沢西高等学校	平成25年12月17日	平成25年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢産業技術専門校	〃	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃
羽咋工業高等学校	〃	〃	〃
志賀高等学校	〃	〃	〃
寺井高等学校	平成25年12月19日	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
錦城特別支援学校	〃	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成24年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員 和田内 幸 三
 同 金 原 博 一
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果
財団法人石川県芸術文化協会	平成25年12月17日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員 和田内 幸 三
 同 金 原 博 一
 同 安 田 慎 一
 同 織 田 静 代

(別 紙)

南加土第3452号
 平成25年12月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年7月31日付け石監査第203号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
道路占用許可事務において、著しく適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	南加賀土木 総合事務所	指摘のあった占用許可事務につきましては、法令等を遵守することはもとより、職員相互のチェック体制に万全を期するとともに関係機関との連絡を確実にを行い、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 なお、本件の占用料等につきましては、所要の措置を講じました。

石 公 委 第 77 号

平成25年12月12日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成25年11月29日付け石監査第420号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	寺井警察署	職員の交通事故防止対策として、該当職員の石川県安全運転研修所を利用した運転技術の再確認と安全運転に対する意識付けを行ったほか、部内の朝礼時や会議等での継続した指導、安全運転の心構え等を記載した携帯カードを全職員に配付し注意喚起を促すなど、あらゆる機会を捉えて事故防止の徹底を図りました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、職員には指導・教養を継続して実施し、公私を問わず交通事故防止に努めます。

財政的援助団体等の監査結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事等より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により公表する。

平成26年1月10日

石川県監査委員	和田内	幸三
同	金原	博
同	安田	慎一
同	織田	静代

(別 紙)

障 福 第 2688 号

平成25年12月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
補助金の交付事務において、適正を欠くものでありました。 補助事業の執行にあたっては、適正な審査確認を行うとともに、補助事業団体に対して的確な指導を行い、今後、このようなことがないよう十分注意してください。	障害保健福祉課	指摘のあった事項につきましては、今後、補助事業の執行の審査確認を確実にを行うとともに、補助事業団体に対する補助事業の執行についての的確な指導を徹底します。 なお、指摘を受けた補助事業団体に対する補助金については、既に、交付決定を取り消し、返還させております。

発松第132号
平成25年12月11日

石川県監査委員様

社会福祉法人 松寿園
理事長 伊藤 貞之

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
補助事業の執行において、適正を欠くものでありました。 適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないよう十分注意してください。	社会福祉法人松寿園	ご指摘のありました事項につきましては、今後、このようなことがないよう、補助事業について、法人として組織的に執行管理する体制をしっかりと整備し、これに基づいて適正な会計処理を行うこととしました。 なお、ご指摘のありました補助金につきましては、平成25年11月14日に返還しました。

第佛発-10号
平成25年12月13日

石川県監査委員様

社会福祉法人 佛子園
理事長 雄谷 良成

平成25年10月31日付け石監査第363号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
補助事業の執行において、適正を欠くものでありました。 適正な会計処理を行うとともに、今後、このようなことがないよう十分注意してください。	社会福祉法人佛子園	ご指摘のありました事項につきましては、今後、このようなことがないよう、補助事業について、法人として組織的に執行管理する体制をしっかりと整備し、これに基づいて適正な会計処理を行うこととしました。 なお、ご指摘のありました補助金については、平成25年11月13日に返還しました。